

想定 Q & A

1 在宅勤務等支援事業

Q 1. 「在宅勤務等支援事業」の申請ができる「宿泊施設」事業者とは。

A 1. 次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- ①旅館業法第3条第1項の規定に基づき旅館・ホテル営業を行う者であること。
- ②京都府域に立地していること。
- ③客室数が1つの宿泊施設につき100室未満であること。
- ④国、地方自治体、一般社団法人又は一般財団法人が所有又は経営するものではないこと。

Q 2. 1の事業者が、複数の宿泊施設を運営している場合の考え方は。

A 2. 複数の建物を1つの宿泊施設として一体的に運営している場合には、複数の建物に係る客室数を合算してください。
別の地域において宿泊施設を運営している場合は、100室未満であれば、それぞれ申請できます。

Q 3. 「簡易宿泊所」や「農家民宿」、いわゆる「民泊」は対象となりますか。

A 3. 今回の補助事業は、旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテルが対象となり、企業等のサテライトオフィスの設置やテレワーク従事者の受け入れ体制を整備するものですので、「簡易宿泊所」「農家民宿」「民泊」は対象となりません。

Q 4. 宿泊施設等が行う「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための取組」とは、具体的にどのようなものですか。

A 4. 例えば、次のようなものが考えられます。

- 宿泊施設の客室を企業等の従業員のテレワーク実施場所として利用させるもの
- 企業等における従業員の過密状態を避けるために、宿泊施設の広間や大部屋をサテライトオフィス等として利用させるもの

Q 5. 「在宅勤務等支援事業」アの補助対象経費とは。

A 5. 宿泊施設において、企業等従業員のテレワークやサテライトオフィスを受け入れるための設備整備に係る経費、広告宣伝費が対象です。

(例)・Wi-Fi の設置やセキュリティの強化のための費用

- ・フロント等において利用者と従業員の接触機会を避けるためのアクリル板等の設置費
- ・キャッシュレス決済機器の導入費
- ・サテライトオフィスに必要な間仕切りの設置費
- ・当該宿泊施設でテレワーク等ができる旨の広告宣伝費

Q 6. 「在宅勤務等支援事業」イの補助対象経費とは。

A 6. テレワークやサテライトオフィスとして利用した、当該宿泊施設の利用料をキャンペーン価格等として、通常価格から減額した場合の差額です。ただし、利用者の飲食に係る経費は除いてください。

※申請書においては、通常料金との差額と利用見込み人数を基に、対象経費を計算してください。

Q 7. 「在宅勤務等支援事業」イの補助率及び補助上限額はどのようになりますか。

A 7. 利用者1人当たり最大2,000円/日に、補助事業の対象期間を勘案して想定する利用見込み人数を掛けて導いた金額が補助対象経費となり、その2/3が補助申請金額となります。

ただし、「在宅勤務等支援事業」アとイを合わせた補助金申請額の上限は、200,000円であり、イのみで200,000円を申請することもできます。

Q 8. 新型コロナウイルス感染拡大予防のための取り組みとしての「ガイドライン」とは、どのようなものですか。

A 8. ここで言う「ガイドライン」とは、事業者が提供しているサービスの内容に応じて、接触感染や飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の導線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を定めたものを言います。

申請事業者において、独自にガイドラインを定めていない場合でも、例えば、旅館ホテル業組合などのガイドラインを準用している場合も「作成済」とみなします。

Q 9. 8の「ガイドライン」を定めていなければ、申請は認められませんか。

A 9. 本補助事業では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための取組を支援するものであり、何らかの感染拡大防止策を行ってください。

「ガイドライン」の作成を推奨していますが、事業者においてルールを定めて従業員等に徹底している場合には、「その他」の欄にその取り組み内容の概要を記載してください。

Q 10. 「在宅勤務等支援事業」の申請に必要な書類は何ですか。

A 10. 次のとおりです。

- 補助事業申請書（第1号様式）
- 旅館業法に基づく営業許可証（ア・イ）
- 設備購入費・設置費等の経費の見積書（ア）

Q 11. 実績報告時の必要書類は、何ですか。

A 11. 次のとおりです。

- 実績報告書（第3号様式）
- 設備購入費・設置費等の納品書・領収書等（ア）

2 感染防止支援事業

Q 1. 「感染防止支援事業」の申請ができる事業者とは。

A 1. 次のそれぞれの要件を満たす**宿泊事業者**、**貸会場事業者**

宿泊事業者

- ①旅館業法第3条第1項の規定に基づき旅館・ホテル営業を行う者であること。
- ②京都府域に立地していること。
- ③客室数が1つの宿泊施設につき100室未満であること。
- ④国、地方自治体、一般社団法人又は一般財団法人が所有又は経営するものではないこと。

※「在宅勤務等支援事業」と同じ

貸会場事業者

- ①1つのスペースが1,000㎡以上の会議室又は展示場を運営する者
- ②国、地方自治体又は地方自治体から選定された指定管理者若しくは受託事業者ではないもの
- ③小売商業調整特別措置法第1条の2第3項に規定する大企業者でないこと。すなわち、サービス業においては、資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であること。

Q 2. 補助対象経費は、どのようなものが該当しますか。

A 2. 宿泊施設、会議室又は展示場において、利用者及び従業員の健康と安全を確保するために必要な機材の購入に要する経費を言います。

(例) サーモグラフィー、非接触体温計、換気機能を補助する大型送風機、
消毒液、マスク、ペーパータオル など

Q 3 補助率及び補助の上限額はどのようになりますか。

A 3・補助率は、「在宅勤務等支援事業」と同じ3分の2で、上限額は200,000円です。
ただし、「在宅勤務等支援事業」と併せて申請することもできますので、その場合には、
上限額は400,000円となります。

Q 4. 「感染防止支援事業」の申請に必要な書類は何ですか。

A 4. 次のとおりです。

- 補助事業申請書（第1号様式）
- 旅館業法に基づく営業許可証（宿泊施設の場合）
- 設備等の購入に係る見積書

Q 5. 実績報告時の必要書類は、何ですか。

A 5. 次のとおりです。

- 実績報告書（第3号様式）
- 設備購入費・設置費等の納品書・領収書等

3 共通

Q 1. 「在宅勤務等支援事業」と「感染防止支援事業」は、どちらも申請できますか。その場合の補助の上限額はどのようになりますか。

A 1. どちらも申請できます。その場合は事業ごとに交付申請書を作成してください。上限額は、それぞれ200千円で、最大400千円の補助を受けることが可能です。

Q 2. 観光事業支援サポーターのヒアリング等を受けるにはどうしたらよいですか。

A 2. 観光事業者支援サポーターへの御相談は、観光事業支援サポーター（075-211-7201）又は京都府観光連盟（075-411-9990）にお願いします。電話で申請要件や申請に必要な書類等についてご相談いただくことでヒアリングを受けていただくとみなします。